

平成 28 年度 事業 報告

(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

当センターは、昭和 54 年 12 月に千葉県における浄化槽の法定検査を担う社団法人として設立され、厚生大臣による指定検査機関として事業を開始しました。その後、制度の変更に伴い、昭和 61 年 3 月に、千葉県知事から、県内唯一の浄化槽の法定検査機関として指定を受け、その役割を引き続き担ってきました。その後、平成 25 年 3 月 21 日、公益社団法人として認定を受け、平成 25 年 4 月 1 日付けで移行の登記が完了し、平成 25 年度から新たな体制での検査業務がスタートし、平成 29 年 3 月 31 日で 4 年が経過しました。

平成 28 年度は当センターに重大な問題が発生した年となりました。4 月、検査手数料を支払いながら検査が行われていないとの内容の苦情が寄せられました。県のご指導を受けながら詳細な調査を行ったところ 6 月 30 日現在で、7 条検査手数料をいただきながら定められた期間内に検査を実施していない浄化槽の数が、平成 11 年度から発生して 1752 基に及ぶことが確認されました。

以降、これらの検査遅延の浄化槽について当検査センターは解消に努めてまいりましたが、平成 28 年度中には完全な解消には至りませんでした。平成 29 年度も引き続き検査遅延の完全解消に向けて努力します。

1 会員の異動状況

平成 28 年度末における会員数は、次表のとおり前年度末に比べ 2 社減少し、199 社となりました。(正会員：2 社減)

[会員の入退会の状況]

(単位：社)

| 区 分 | H27 年度 会員数 | H28 年度 | | |
|------|---------------|--------|----|-----|
| | | 入会 | 退会 | 会員数 |
| 正会員 | 198 | 1 | 3 | 196 |
| 賛助会員 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 特別会員 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 201 | 1 | 3 | 199 |

(平成 28 年度末現在)

2 総会・理事会等会議の開催

平成 28 年 6 月 3 日に公益社団法人へ移行後の第 4 回定時総会を開催し、平成 27 年度事業報告・決算及び平成 28 年度事業計画・予算等について審議・議決するとともに、役員（補欠理事）の選任を行いました。

また、4 月、9 月（2 回開催）、12 月、2 月及び 3 月に理事会を開催、執行役員による執行委員会を 7 回開催、正副理事長会議を 1 回開催しセンター業務の適正な運営を図りました。

3 法定検査事業

平成 28 年度の法定検査実施基数は、次表のとおり 49,917 基（7 条検査 5,578 基、11 条検査 44,339 基（うち 11 条 BOD 検査 14,587 基））で、平成 27 年度実績（47,314 基）に対し 2,603 基、5.5%増となりました。・・・・・・（市町村別実績は別紙 2 のとおり）

平成 28 年度の事業計画として定めた目標基数（53,000 基）に対しては、7 条検査で目標（5,500 基）を 78 基上回り、11 条検査については目標（47,500 基）を 3,161 基下回り、全体で 3,083 基下回りました。

検査遅延の解消を積極的に図ったことにより、7 条検査の実施基数は目標を達成するとともに対前年比で 1486 基、36.3%の増でした。

法定検査の実施結果については、浄化槽法に基づき、毎月、千葉県並びに浄化槽法の政令市である千葉市、船橋市及び柏市に報告するとともに、不適正と判定された浄化槽については、管理者等に対して、適宜、改善策等の助言を行いました。

行政機関との連携については、6 月 28 日に県が行った法定検査業務に係る研修会に対して講師の派遣と検査員による模擬検査の実演を行いました。

[平成 28 年度法定検査実施基数（過去 5 か年度の推移）]

| 年度 検査区分 | H28 | H27 | H26 | H25 | H24 | |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 7 条検査 | 5,578 | 4,092 | 5,002 | 5,208 | 5,184 | |
| 11 条 検 査 | 全項目 | 29,752 | 28,608 | 30,215 | 30,696 | 27,326 |
| | BOD | 14,587 | 14,614 | 13,147 | 12,488 | 12,508 |
| | 小 計 | 44,339 | 43,222 | 43,362 | 43,184 | 39,834 |
| 合 計 | 49,917 | 47,314 | 48,364 | 48,392 | 45,018 | |

[平成 28 年度検査区分別判定結果]

| 検査区分 | 検査基数 | 判 定 結 果 | | | |
|--------|--------|---------|--------|--------|-------|
| | | 適正 | おおむね適正 | 不適正 | |
| 7 条検査 | 5,578 | 3,409 | 1,677 | 492 | |
| 11 条検査 | 全項目 | 29,752 | 17,237 | 11,292 | 1,223 |
| | BOD | 14,587 | 13,095 | 1,492 | 0 |
| | 小 計 | 44,339 | 30,332 | 12,784 | 1,223 |
| 合 計 | 49,917 | 33,741 | 14,461 | 1,715 | |

また、法定検査の効率化を目的に平成 18 年度から導入した 11 条 BOD 検査について、現地での採水・確認調査を担当する嘱託採水員に対し、技術水準の維持・向上を図るため 7 月 26 日及び 27 日に、（一社）千葉県浄化槽協会会議室において講習会を開催しました。

4 検査遅延解消に向けた取り組み

(1) 検査遅延についての公表

8 月 22 日、千葉県庁記者会見室において検査遅延の状況について公表するとともに県民の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫びしました。

(2) 遅延解消チームの設置

9 月 20 日、事務局長を総括責任者として検査センター職員で構成する遅延解消チームを発足させました。

(3) 浄化槽管理者との連絡調整の徹底

検査遅延が発生した原因として浄化槽管理者との連絡及び調整の不足が考えられたことから、浄化槽管理者との連絡調整を文書、電話及び直接訪問を組み合わせ連絡調整の徹底を図りました。

(4) 検査基数の増

検査遅延を解消しつつ他の検査にも影響を与えずに検査を実施するため、1 日当たりの検査基数を増加させる検査体制としました。

併せて、土曜日、日曜日及び休日も検査を行うことで遅延解消を図りました。

(5) 職員意識向上のための研修

12 月 9 日に外部講師を招き全職員を対象に研修会を開催しました。

(6) 遅延の改善状況

平成 29 年 3 月 31 日までに 1752 基のうち、1398 基の検査を実施しました。残った浄化槽の状況は下水道接続、浄化槽管理者の変更等であり検査の実施ができないものが多く含まれています。

5 関係機関との連携による受検促進の取組

県との連携として、県が浄化槽管理者及び不動産業者に対して通知する「浄化槽の水質検査（法定検査）の実施について」及び 7 条受検案内文書の送付への協力等を行いました。

関係市との連携として、関係市で作成した浄化槽法定検査の実施についての依頼文書の送付について協力しました。

市町村との連携として、市町村の行う管理補助制度促進のための受検情報の提供、設置補助対象浄化槽の受検情報の提供を行いました。

関係団体との連携として、機能保証制度についての一般社団法人千葉県浄化槽協会への協力、平成 25 年度から導入された浄化槽一括契約制度について一般社団法人千葉県環境保全センターとの連携などにより、受検促進を図りました。

6 浄化槽基本情報の整備

平成 18 年度から引き続き千葉県から「浄化槽総合管理システム更新業務」を受託し、浄化槽の新規・変更及び廃止等の情報について、電子台帳への登録入力を行うとともに、浄化槽の設置情報、合併処理浄化槽設置促進事業補助金の交付状況、法定検査受検状況等についてデータベース化し、法定検査を効果的に行うための基礎情報の整備を行いました。

平成 28 年度は平成 27 年度に構築した県水質保全課、県の各地域振興事務所と当検査センターを結ぶデータネットワークの本格運用を開始しました。

7 普及啓発等の活動

千葉県・関係団体と連携して、浄化槽管理者等を対象とする「浄化槽講習会」を山武市役所等県内 3 ヶ所で開催するとともに、「エコメッセ 2016 in ちば」等に参画し、浄化槽の適正管理と法定検査の重要性について意識の啓発を行いました。

また、合併処理浄化槽の普及や単独処理浄化槽からの転換促進の必要性などについて、関係団体と連携し、パンフレットの作製・配布等を媒体とした広報・啓発等に取り組みま

した。

8 事務局組織体制の充実等

アドバイザー職を設け、浄化槽設置業者、清掃業者及び保守点検業者からの問合せ、浄化槽管理者からの苦情への対応体制を拡充しました。

日本環境整備教育センター及び浄化槽指定検査機関・関東甲信越ブロック協議会等の外部機関による研修の機会等を活用し、職員の資質の向上を図りました。

また、意見交換の幅を広げるため11月17日と18日に一宮町で浄化槽指定検査機関東海北陸ブロック協議会との合同研修会を開催しました。

平成22年度に認証取得したエコアクション21(環境省のガイドラインに即した環境保全経営システム)に基づき、エコドライブの徹底、使用電力の削減など自らの事業活動に伴う環境負荷の継続的な削減に取り組みました。